

# 電力売買約款（高压）

## 【内税方式】

平成 28 年 4 月 1 日実施  
令和 5 年 7 月 1 日改定  
令和 5 年 11 月 1 日改定  
令和 6 年 9 月 27 日改定  
令和 7 年 4 月 1 日改定  
令和 7 年 12 月 1 日改定  
令和 8 年 4 月 1 日改定

宮古新電力株式会社

## 目 次

第1条	適用	1
第2条	本約款の変更等	1
第3条	用語の定義	2
第4条	単位および端数処理	4
第5条	計量に関する取扱い	4
第6条	実施細目	4
第7条	電力売買契約の申込み	4
第8条	電力売買契約の成立および契約期間	5
第9条	需要場所・需要地点	5
第10条	電力売買契約の単位	5
第11条	供給の開始	5
第12条	供給の単位、供給電圧、供給電気方式、周波数	6
第13条	承諾の限界	6
第14条	電力売買契約書の作成	6
第15条	料金	6
第16条	契約超過金	7
第17条	料金の適用開始の時期	7
第18条	電気料金の算定および支払条件	7
第19条	保証金	10
第20条	適正契約の保持	10
第21条	お客さまの協力	10
第22条	供給の停止	13
第23条	違約金	14
第24条	供給の中止または使用の制限もしくは中止	14
第25条	契約電力の変更・契約の解約	15
第26条	名義の変更	16
第27条	料金の精算	16
第28条	工事費等の負担	16
第29条	損害賠償	17
第30条	不可抗力	18
第31条	契約解除	18
第32条	管轄裁判所	18
第33条	連絡体制	18
第34条	守秘義務	19

第 35 条	契約終了後の取扱い.....	19
第 36 条	暴力団排除に関する条項.....	19
附 則	.....	21
第 1 条	電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金） .....	21
第 2 条	燃料費等調整費.....	22
第 3 条	記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置.....	27
第 4 条	契約期間についての特則.....	28
第 5 条	災害救助法が適用された場合等の特別措置.....	28

## 第1条 適用

この電力売買約款（高圧）【内税方式】（以下「本約款」といいます。）は、当社と電力の売買契約（以下「電力売買契約」といい、本約款、電力売買契約および当社が別途交付する料金メニュー表（以下「料金メニュー表」といいます。）を併せて「本契約」といいます。）を締結されたお客さま（電力売買契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）において東北電力ネットワーク株式会社（以下「本一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に対して、当社が本一般送配電事業者と締結した接続供給契約（以下「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。なお、本約款または料金メニュー表の規定と電力売買契約の規定に齟齬がある場合は、電力売買契約を優先し、本約款の規定と料金メニュー表の規定に齟齬がある場合は、料金メニュー表を優先します。また、本契約に定めのない事項については、関連法令および本一般送配電事業者が定める託送供給等約款その他の接続供給の条件等を記載した書面（以下「託送約款等」といいます。）に従うものとし、お客さまは、託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。

## 第2条 本約款の変更等

- (1) お客さまの一般の利益に適合する場合の他、託送約款等が改定された場合、関連法令が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を、電子メールを送信する方法、インターネットの利用または当社が指定するシステムを利用する方法その他の当社が適切と考える方法（以下、総称して単に「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- (3) 本契約の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること。
  - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当該変更をした事項、供給地点特定番号その他法令に従い必要とされる事項を記載すること。

- ハ 上記にかかわらず、本契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこと。

### 第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2) 契約電力

お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(3) 臨時電力

需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。

(4) 夏季、その他季、休日、平日、ピーク時間、昼間、夜間

下記表に定める期間および時間をいいます。

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日※、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間／昼間／夜間	ピーク時間	日曜日、祝日※を除いた夏季の13時～16時
	昼間	ピーク時間を除く毎日8時～22時（ただし、日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日の該当する時間を除きます。）
	夜間	ピーク時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた国民の祝日および休日をいいます。

(5) 消費税等相当額

消費税法第28条第1項および第29条の規定により課される消費税ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(6) 需要場所

本契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

イ 1 構内または1建物を1需要場所といたします。なお、構内とは、柵（植木を含む。）、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独と見なせる構造物をいいます。

ロ イにかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、本一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、1需要場所とします。

(7) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、本一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(8) 力率

その月の毎日8時00分から22時00分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%といたします。

(9) 最大需要電力

お客さまの使用された需要電力の最大値であり、本一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値をいいます。

(10) 給電指令

お客さまの電気の使用について、本一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために、当社が本一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(13) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が本一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

(14) 接続供給電力

接続供給契約に基づき、当社が本一般送配電事業者から供給を受ける電力をいいます。

(15) 接続供給契約電力

接続供給契約上、当社が本一般送配電事業者との関係で、接続供給契約において定められる接続供給に係る契約種別に応じて使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(16) 検針日

検針日は、託送約款等に定める検針日といたします。

#### 第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は 1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力または最大需要電力が 0.5 キロワット未満となる場合には、契約電力を 1 キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は 1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は 1 パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

#### 第5条 計量に関する取扱い

- (1) 計量方法、計量主体

お客さまが使用する電力量（以下「使用電力量」といいます。）、最大需要電力および力率は、本一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は 30 分ごとに計測いたします。

なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として 3% の損失率によって修正した値を用います。ただし、電力売買契約により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。

- (2) 計量不能の措置

本一般送配電事業者の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客さまと当社による協議により決定した値とします。

#### 第6条 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

#### 第7条 電力売買契約の申込み

お客さまが新たに電力売買契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出てください、契約種別ごとの料金メニュー表に従い定められます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出てください。

供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、本一般送配電事業者または当社の供給設備の状況等について照

会していただき、申込みをしていただきます。

電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

## 第8条 電力売買契約の成立および契約期間

電力売買契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。契約期間は次によります。

- イ 契約期間は、電力売買契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。なお、「年度」とは毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を意味します。
- ロ 契約期間の満了日の3ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、電力売買契約は、契約期間の満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。契約期間が更新される場合、お客さまは、当社が、原則として、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明し、かつ、当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を契約更新後に交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。また、お客さまは、当該説明および書面の交付の方法として、当社が適切と判断した方法を用いることについて、あらかじめ承諾するものとします。

## 第9条 需要場所・需要地点

需要場所および需要地点については、電力売買契約の申込み時に当社所定の様式に記載いただくものといたします。

## 第10条 電力売買契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について、1契約種別を適用して、1電力売買契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合。
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1電力売買契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、本一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

## 第11条 供給の開始

当社は、お客さまの電力売買契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、電力供給の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

当社は、天候または本一般送配電事業者または当社の電力供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 第12条 供給の単位、供給電圧、供給電気方式、周波数

特別の事情がない限り、当社は原則として1 需要場所につき1 供給電気方式1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式および周波数については、電力売買契約時の申込み時に当社所定の様式に記載いただくものといたします。

## 第13条 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、本一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電力売買契約の料金が支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電力売買契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## 第14条 電力売買契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電力売買に関する必要な事項について、電力売買契約書を作成いたします。

## 第15条 料金

### (1) 料金

料金は、原則として契約種別ごとに料金メニュー表に定めるとおりといたします。ただし、当社とお客さまとの間で料金について別途合意した場合にはこの限りではありません。

### (2) 料金の変更

イ 本契約の基本料金単価、電力量料金単価は、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更させていただく場合があります。

ロ 本契約および本約款の他の規定にかかわらず、託送約款等の変更により託送料金が変更された場合または公租公課が変更された場合、当社は当該託送料金の変更または公租公課の変更を反映するために必要な範囲で、基本料金単価および電力量料金単価を変更することができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意します。

## 第16条 契約超過金

契約超過金は、最大需要電力が契約電力を超過した場合に適用するものとし、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \\ \times (1.85 - \text{力率} \div 100) \times 1.5$$

## 第17条 料金の適用開始の時期

料金は、原則として、お客さまが当社指定の様式の申込書に記入された電気の需給開始日もしくはお客さまが利用を開始した日のいずれか早い日またはお客さまと当社で別に定める期日より適用いたします。ただし、あらかじめ当社指定の様式の申込書を提出されたお客さまについては、電気の供給の開始前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって電気の供給が開始されない場合を除き、原則として申込書に記入された電気の需給開始日から適用いたします。

## 第18条 電気料金の算定および支払条件

### (1) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力売買契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。当社は、(2)に従った算定期間に係る使用電力量に基づき、電気料金を算定します。

### (2) 使用電力量等の算定

イ 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかわる30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電力売買契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、電力量料金を季節区分および時間帯区分ごとに算定する場合の料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電力売買契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

ロ 当社は、本一般送配電事業者等から受領した検針の結果をお客さまにお知らせいたします。

### (3) 料金の算定

イ 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(a) 電気の供給を開始し、もしくは電力売買契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、本一般送配電事業者等が接続供給を再

開し、もしくは停止した場合

(b) 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(c) 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する本一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき

ロ 料金は、電力売買契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

#### (4) 日割計算

当社は、上記(3)イ(a)、(b)または(c)に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定いたします。

イ 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{該当月の日数})$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および本契約の解約日を除きます。なお、停止日、解約日とは、本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日の翌日といたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

#### (5) 支払方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、お客さまが当社の指定した金融機関等を通じて以下のいずれかの方法により払い込みいただきます。支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

#### (6) 電子請求書の送付

当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳を電磁的方法により、翌月の15日までにお客さまに通知いたします（以下「電子請求書」といいます。）。

ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります（かかる書面および電子請求書を総称して、以下「請求書」といいます。）。この場合、当社は、次に定める金額を書面発行手数料として申し受けます。なお、書面発行手数料は、電気料金とあわせてお支払いいただきます。

はがきによる請求書：1契約1料金算定期間につき、120円（税別）

手紙による請求書：1契約1料金算定期間につき、750円（税別）

(7) 支払期日

お客様の電気料金の支払期日（以下「支払期日」といいます。）は、上記(5)イの場合には、当社が事前に設定した口座振替日（ただし、当該日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日）とし、上記(5)ロの場合には、当社から送付された請求書に基づき、請求該当月の翌月末日（ただし、翌月の末日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日）といたします。

当社に対する支払いは、上記(5)イの場合は電気料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき、または、上記(5)ロの場合は当社の指定した金融機関等に払い込まれたときに履行されたものといたします。

ただし、上記(5)イにおいて、お客様の都合によりお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、支払期日から15日以内に当社の指定した金融機関を通じて払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

(8) 支払い遅延の際の措置

お客さまから当社へ支払われるべき料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

ただし、下記(10)に定める異議申立てが生じた場合は、上記(7)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

(9) 支払過誤の場合の措置

当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

(10) 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客さまに提示する請求書の内容に関する異議がある場合には、お客さまは当該請求書を受領してから10日以内に当社に対して異議申立てをすることができ、当該異議申立てを受けた当社は、10日以内に回答を行い、または両当事者による協議を求めるものとし、両当事者は解決に向けて努力を行うことといたします。なお、異議申立てによる協議が行われる場合は、上記(7)に定める支払期日に代わる期日を両当事者で決定いたします。上記(7)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

(11) 通知先の変更

お客さまは、当社からお客さま宛での連絡を行う際の連絡先（電子請求書を送付する場合における、メールアドレス等を含む。）に変更があった場合は、すみやかに当社に通知するものとし、当該通知を当社が受領するまでの間に当社が従前の連絡先に対して送付した請求書その他の連絡は、お客さまに届いたものとみなされます。

## 第19条 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気の供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - イ お客さまが料金を、2ヶ月続けて支払期日までに支払われない場合
  - ロ 新たに電力売買契約の申込みを行い、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき
    - (a) 他の電力売買契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を相当の期日が過ぎてもなお支払われない場合
    - (b) 支払期日を過ぎてもなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- (4) 当社は、電力売買契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してもなお支払いいただけなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当いたします。また、あらためて(2)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

## 第20条 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電力売買契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

## 第21条 お客さまの協力

- (1) 力率の保持
  - イ 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
  - ロ 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と本一般送配電事業者の協議によって定めます。
- (2) 立ち入り業務への協力

本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と当社が認める場合、および本一般送配電事業者から以下の業務を実施するため託送約款等に従い立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社および本一般電気事業者は、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および本一般送配電事業者の需要場所への立ち入りおよび業務の実施につき承諾していただきます。

- イ 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- ロ 本一般送配電事業者が定める保安等に対する発電者および需要者の協力の規定によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用の防止等に必要、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- ニ 計量器の検針または計量値の確認
- ホ 本一般送配電事業者が定める託送供給等の停止、契約の廃止または解約等の規定により必要な処置
- へ その他この約款によって、接続供給契約、振替供給契約および発電量調整供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(3) 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または本一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(4) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施にともない本一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

(5) 施設場所の提供

お客さままたは当社が、本一般送配電事業者から、託送協約款等に従い電気の供給に伴う設備（引込線、接続装置等の供給設備、計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等）、通信設備等、電流制限器その他の設備、装置）の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。

(6) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、本一般送配電事業者が、

無償で使用することができるものとします。

- イ お客様の負担でお客様が施設した付帯設備（お客様の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。）
- ロ お客様の負担でお客様が施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- ハ お客様の負担でお客様が施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備
  - (a) 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含まず。）
  - (b) お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- ニ お客様の希望によって、お客様の負担でお客様が取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- ホ 本一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客様の電気工作物

(7) 調査および調査に対するお客様の協力等

- イ お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、本一般送配電事業者、または本一般送配電事業者が当該業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、本一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様から電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。
- ロ お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および本一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。

(8) 保安等に対するお客様の協力

- イ お客様は以下の場合に、当社と本一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
  - (a) お客様が、引込線、計量器等お客様の需要場所内の本一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - (b) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ロ お客様が本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当社と本一般送

配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が本一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社と本一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるとして本一般送配電事業者からその内容の変更を求められた場合には、お客さまはかかる変更を行うものとします。

- ハ お客さまは、本一般電気事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、本一般送配電事業者とで協議するものとします。

(9) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

## 第22条 供給の停止

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客さまが需要場所内の本一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して本一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ハ 本一般送配電事業者以外のものが需要場所における本一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが以下のいずれかに該当し、本一般送配電事業者からの警告を受けた当社がお客さまに対しその旨を警告しても改めない場合には、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
  - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ハ 第 21 条（お客さまの協力）(2)に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
  - ニ 第 21 条（お客さまの協力）(3)によって必要となる措置を講じない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当するとして、当社が本一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められた場合で、当社がお客さまに対し、託送約款等に基づく本一般送配電事業者からの求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じない場合は、本一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
  - イ お客さまが契約電力を超えて電気を使用されることにより、当社が接続供給契約電力を超えて接続供給を利用する場合
  - ロ お客さまが継続して契約電力を下回る電力の使用をされることにより、接続供給電力が接続供給契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電

灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。)

- (4) 上記(1)から(3)までの場合以外でも、お客さまが託送約款等に反した場合には、本一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- (5) 上記(1)から(4)によって電気の供給の停止が行われる場合には、当社または本一般送配電事業者は、本一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (6) 上記(1)から(4)によって電気の供給の停止が行われた場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、本一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。
- (7) 上記(1)から(4)によって電気の供給を停止した場合、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を第18条（電気料金の算定および支払条件）(2)により日割計算をして、料金を算定いたします。

### 第23条 違約金

- (1) お客さまが第22条（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で本一般送配電事業者が決定した期間といたします。

### 第24条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 以下のいずれかに該当する場合には、本一般送配電事業者により、お客さまに給電指令が行われ、お客さまによる電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、本一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまによる電気の使用が制限され、または中止されることがあります。
  - イ 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
  - ロ 本一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
  - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電、地熱発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
  - ニ 非常変災の場合
  - ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- (2) 上記(1)の場合には、当社または本一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りでは

ありません。

- (3) 第 22 条（供給の停止）または、上記（1）により電気の供給が停止等された場合であっても、当社は、その停止期間中についても基本料金を増減することなく、申し受けます。

## 第25条 契約電力の変更・契約の解約

### (1) 契約電力の変更

- イ 本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではありません。また、お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
- ロ お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の 1 ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。
- ハ 前号による契約電力の減少が需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となる場合には、お客さまは需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が 1 年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。なお、臨時電力料金単価は、基本料金単価および電力量料金単価を 1.2 倍したもの（小数点以下は第 2 位までとし、第 3 位を切捨て）といたします。
- ニ 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- ホ 実量制のお客さまにおける、上記イ、ロ、ハの契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

### (2) 契約の解約

- イ 第 30 条（不可抗力）に定める場合を除き、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内には原則として契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。
- ロ お客さままたは当社が本契約の解約を希望する場合には、希望日の 3 ヶ月前までに相手方にその旨を文書にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た該当月の 3 ヶ月後の月の末日を解約日として本契約を解約いたします。ただし、双方が合意すれば、該当月から 3 ヶ月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。なお、契約電力が 500 キロワット未満のお客さまが

当社に通知をせず、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの終了通知として取り扱います。

- ハ お客さまからの申し出による前号の解約が、需給開始日または契約電力増加日から 1 年未満の期間内となる場合、お客さまは、需給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が 1 年未満となる契約電力の減少分につきお客さまが当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額を当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が 1 年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値といたします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第 18 条（電気料金の算定および支払条件）(2)に定める日割計算に従って算定いたします。なお、臨時電力料金単価は、基本料金単価および電力量料金単価を 1.2 倍したもの（小数点以下は第 2 位までとし、第 3 位を切捨て）といたします。
- ニ 本契約が解約された場合または契約電力が 500 キロワット未満のお客さまにおいて電力広域的運営推進機関から当社に対し上記ロなお書きに定める通知がされた場合、原則として、上記により定めた解約日または当社に電力広域的運営推進機関から当社に通知された終了期日に、本一般送配電事業者により電気の供給を終了させるために必要な措置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- ホ 実量制のお客さまにおける、上記イ、ロ、ハの契約電力増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

## 第26条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

## 第27条 料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加した後に、本契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が本一般送配電事業者から接続供給契約に基づき料金の精算を求められる場合には、お客さまにその料金を負担していただきます。

## 第28条 工事費等の負担

### (1) 供給開始に伴う工事費等負担

本契約に基づく供給開始にあたって、当社が本一般送配電事業者からお客さまに

かかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(2) 契約変更に伴う工事費等負担

お客さまの契約電力の変更により、当社が本一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客さまが本一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を本一般送配電事業者に依頼し、当社が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約変更を解約または更に変更する場合の工事費等負担

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が本一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

(5) その他

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が本一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

## 第29条 損害賠償

(1) 損害賠償

イ 当社の故意または過失によって、お客さまが損害を受けた場合には、当社は当該損害が生じた時の直前一年間の電気料金を上限としてその賠償責任を負いません。ただし、逸失利益は含まれないものとします。

ロ お客さまの故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。

ハ お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けることがあります。免れた金額とは、電力売買契約および本約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(2) 損害賠償の免責

イ 第22条（供給の停止）によって電気の供給の停止が行われた場合、または第25条（契約電力の変更・契約の解約）もしくは第31条（契約解除）によって本契約が解約された場合もしくは本契約が消滅した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

ロ 第24条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由に

よるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- ハ 当社に故意または過失がある場合を除き、当社はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 第30条 不可抗力

#### (1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

#### (2) 不可抗力による解約

イ 上記(1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。

ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社ともに賠償責任を負わないこととします。

### 第31条 契約解除

- (1) お客さまおよび当社は、相手方が以下の場合、または以下の状況に陥るおそれがある場合、本契約の一部または全部を解除することができます（ただし、ホおよびへについては、当社のみ本条に基づく本契約の解除ができるものとします。）。なお、当社は、本項に基づき本契約を解除する場合、解除の15日前までに解除日を明示します。

イ 本契約の不履行の場合（ホまたはへの場合を除きます。）

ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

ハ 支払停止の状態に陥った場合

ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ お客さまが、支払期日を20日経過してなお電気料金を支払わない場合

へ 本契約によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

- (2) 当社が前項に基づき本契約を解除した場合、お客さまは、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

### 第32条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

### 第33条 連絡体制

お客さまと当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維

持するものいたします。

### 第34条 守秘義務

本契約および本契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めたこれらの情報を、本契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して本一般送配電事業者が情報を開示する場合、委託先（再委託先を含む。）に合理的に必要な限度で情報を開示する場合、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合は、守秘義務規定から除外するものとします。また、お客さまが本契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

### 第35条 契約終了後の取扱い

本約款は、電力売買契約の終了をもって解約となります。ただし、本契約に基づく料金支払義務その他の債権債務および第34条（守秘義務）に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

### 第36条 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
  - イ 暴力団員等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
  - イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相

手方の業務を妨害する行為

ホ その他、上記に準ずる行為

- (4) お客さまおよび当社は、相手方が上記(2)および(3)のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、本契約を解除することができるものとします。この場合、第31条(契約解除)(1)なお書きの規定に従うものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、上記(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

## 附 則

### 第1条 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

##### イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

##### ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。

##### ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力、予備電力、および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

##### ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその1月の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をそれぞれ乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

##### ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

#### (2) 支払い遅延の際の措置

当社は、第18条（電気料金の算定および支払条件）(6)にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年10パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。

##### イ 消費税等相当額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

- ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額  

$$= \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$
 なお、消費税等相当額ならびに上記の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。  
 ただし、第18条（電気料金の算定および支払条件）(8)に定める異議申立てが生じた場合は、第18条（電気料金の算定および支払条件）(7)に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

## 第2条 燃料費等調整費

### (1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

### (2) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0202$

$\beta = 0.2699$

$\gamma = 0.8714$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、基準単価はホに定められた値とします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (39,300 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が39,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300 \text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月末日	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月末日	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、燃料費調整額は、燃料費調整単価がロ（イ）により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ（ロ）により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ロの市場基準単価}$$

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭}) \times \text{ロの市場基準単価}$$

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

a 検針日が毎月初日の場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日

	までの期間
毎年7月21日から8月20日	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年1月20日	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

b 検針日が毎月初日以外の場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月21日から3月20日	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月21日から4月20日	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年1月20日	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

(二) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、市場価格調整単価が(ロ) a により算定される場合は、市場 価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(ロ) b により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものいたします。

ロ 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	12 銭 9 厘
------------	----------

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

c 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお、適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日ま

	での期間
毎年2月1日から4月末日	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月末日	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月末日	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) aにより算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) bまたはcにより算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものとしたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(5) 燃料費等調整額の通知

当該月の電力量料金の算定にあたり適用した燃料費等調整額は、請求書に記載することで通知いたします。

### 第3条 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合で、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量は、第18条（電気料金の算定および支払条件）(2)の規定にかかわらず、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた

値をそれぞれの使用電力量といたします。

- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、第 18 条（電気料金の算定および支払条件）(4)に該当し、日割計算に応じて電力量料金を算定する場合で、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量は、同号の規定にかかわらず、その 1 月の使用電力量を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

#### 第 4 条 契約期間についての特則

令和 6 年 9 月 30 日以前に、当社との間で電力売買契約が成立していたお客さまについては、第 8 条（電力売買契約の成立および契約期間）の規定にかかわらず、お客さまが新たな契約期間の適用に同意した日までは、なお従前の契約期間の定めを適用するものとします。

#### 第 5 条 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025 年 4 月 1 日以降に本一般送配電事業者の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、本一般送配電事業者の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定された場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る電力売買契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は本契約の他の規定にかかわらず次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 ヶ月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行い、料金を算定いたします。

##### イ 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。

ただし、第 18 条（電気料金の算定および支払条件）(3)イ(a)、(b)または(c)の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

- ロ 割引率  
ハに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。
  - ハ 割引日数  
割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。
- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、第28条（工事費等の負担）、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。
- イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、電力売買契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに電力売買契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合
  - ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電力の電力売買契約の申込みを行なわれた場合
  - ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合
- (4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったときは、第15条（料金）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については、本契約に定めるところによるものといたします。